

平成 28 年 5 月 19 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

特別供給条件の認可に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特別供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことについて以下のとおり意見を回答しましたのでお知らせいたします。

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、熊本県等において多数の被害が生じたため、熊本県内全域(45 市町村)に対し、災害救助法の適用が決定されました。

西部瓦斯株式会社から、ガス事業法第 20 条ただし書の規定に基づき、西部瓦斯株式会社からガスの供給を受けていて地震により被災した方及び地震により被災された方が被災した場所から移転をし、その移転先で西部瓦斯株式会社からガスの供給を受ける方に対し、ガス料金の支払期限の延長等を行うという特別措置を実施するため、平成 28 年 5 月 19 日に認可申請がありました。

これを受け、平成 28 年 5 月 19 日に経済産業大臣から特別措置(別紙参照)の認可を行うことについてガス事業法第 47 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、委員長に対し意見の求めがありましたので、当委員会において審査を行ったところ、経済産業大臣に対し、需要家に対し、当該特別措置の内容を周知するなどの今般の申請の趣旨を踏まえた配慮を行う旨伝えるとともに当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 新川

担当者: 皆川、吉野

電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

(別紙)

ガス事業についての特別措置の概要

熊本県熊本地方の地震により災害救助法が適用された市町村において、西部瓦斯株式会社の供給区域において被災したガスの需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①ガス工事費の負担（平成28年6月30日まで）

被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成28年6月30日までに申出があった場合、そのガス工事費は全額西部瓦斯株式会社の負担とする。

②支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成28年3月検針分（支払期限日が災害救助法適用日（4月14日）以降となるものに限る。）は4か月間、4月検針分は3か月間、5月検針分は2か月間及び6月検針分は1か月間、ガス料金の支払期限日をそれぞれ延長する。

③不適用月の基本料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。

また、熊本県熊本地方の地震により被災された方が被災した場所から移転をし、その移転先で新たに西部瓦斯株式会社からガスの供給を受ける場合に、需要家から以下の項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成28年4月検針分は3か月間、5月検針分は2か月間及び6月検針分は1か月間、ガス料金の支払期限日をそれぞれ延長する。

(認可申請を受けようとする者)

西部瓦斯株式会社 法人番号：6290001014048